

J R 東海労働組合関西地「申」第 30 号  
2 0 1 7 年 5 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山隆幸 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「組合事務所の水道料金および電気料金の領収書取扱い」に関する申し入れ

この間、会社側窓口幹事が清水康臣人事課係長に替わって以降、組合として毎月支払っている組合事務所の水道料金および電気料金の領収書を、支払った当月中に組合側に返却したことが一度しかされたことがない。

組合としては、会計処理上、月を超えての処理となり不必要な手間が生じるため同月内に領収書を返却するように再三請求したにもかかわらず、上記の残念な結果となっている。このような会社対応は労働組合軽視であり断じて容認することは出来ない。

よって、以下のように申し入れるので、早急に協議の場を設定すること。

#### 記

1. 毎月支払っている組合事務所の水道料金および電気料金の領収書が、支払った当月中に組合側に返却されない理由を明らかにすること。
2. 組合側の会計処理上、月を超えての処理となり不必要な手間が生じている。今後は領収書の返却を滞りなく当月中に返却するようにすること。

以 上